

京都市告示第 188 号

令和 2 年 3 月 31 日京都市告示第 670 号（公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定等）の一部を令和 2 年 7 月 1 日から次のように改めます。

令和 2 年 6 月 29 日

京都市長 門川 大作

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数値
檜原市営住宅	第 9 棟, 第 10 棟, 第 12 棟及び第 13 棟	2 階以下					0.8361
		3 階以上	あり	あり	あり		0.9061
		3 階以上	なし	なし	なし		0.7861
	第 11 棟						0.8361

」

を

「

市営住宅の名称	棟 番 号	階 数	浴室	シャワー	給湯器	備 考	数値	
檜原市営住宅	第 9 棟及び第 10 棟	2 階以下	あり	あり	あり		0.9561	
		2 階以下	なし	なし	なし		0.8361	
		3 階以上	あり	あり	あり		0.9061	
		3 階以上	なし	なし	なし		0.7861	
	第 11 棟			あり	あり	あり		0.9561
				あり	なし	なし		0.8361
	第 12 棟及び第 13 棟	2 階以下						0.8361
		3 階以上	あり	あり	あり			0.9061
		3 階以上	なし	なし	なし			0.7861

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)